

第13号

2013年6月10日

郵政「65歳解雇裁判」支える会

会報

東京都千代田区外神田 6-15-14

外神田ストーク 502号

郵政共同センター内

TEL:03-3837-5391/ FAX:03-3837-5392

メール: postunion@pop21.odn.ne.jp

## 署名1万3000筆を提出



6月5日  
11時、原告4名と支える会の会員6名で東京地裁第1

1部にこれまでに寄せられた署名、団体署名400、個人署名1万3000筆を提出しました。今回の提出は第一次分であり、引き続き取り組みを継続していきますのでみなさんの協力をお願いします。

## <第8回口頭弁論報告>

6月5日午後1時10分から第8回口頭弁論が開かれました。今回は、原告等の65歳雇い止めに対する必要な後補充がなされ、また、後補充がなくとも業務には全く支障が生じていないという会社の主張に対して、原告の職場実態を具体的に指摘して反論しました。会社の主張とは異なり、要員が不足して遅配が出ていたり、超勤が大幅に増えて36協定を超える超勤でしのいでいる実態もあります。また、何度募集をかけても人が集まらない職場もあります。こうした実態を具体的な証拠等も出しながら明らかにしました。(準備書面や証拠等はHPに掲載

<http://www.ne.jp/asahi/post/union/65/>)

就業規則の制定・改定についても、原告が働いていたいつかの支店(局)で労基署への届出がされてなかったり、届出時に義務つけられている労働者代表等の意見聴取が正当に行われていない可能性があるなど大きな争点になっています。会社は正当に手続きを取っていたと主張していますが、次回口頭弁論に向けて証拠も出し、具体的に反論、主張していくことになります。裁判もほぼ主張が出揃ってきてお

り、裁判長から立証計画(証人)の打診が双方に行われました。会社は、全国的な問題でもあるので本社1~2名、原告のいる各支店1名に加えて+αとして支社からも考えているとの意向を示しています。また、協約の問題もあるので組合役員についても検討したいとしています。

原告側としても会社の立証計画も見ながら準備をしていくこととなりますが、かなり的人数の証人調べになる可能性もあります。

◆第9回口頭弁論

◆8月7日午後1時15分

## 調査のお願い

「65歳を超えて雇用しているのはレアケース」という会社の主張への反論のために65歳を超えても雇用されている期間雇用社員の実態を調査しています。こうした事例を知っている方は下記まで連絡をお願いします。

65歳裁判支える会事務局(椿)

電話:090-8845-1318(椿)

メール: thubaki@chiba.email.ne.jp

## 6・26東京総行動

前回に続き、日本郵政本社前で出発集会になります。前は日本郵政はJP労組の委員会を口実に申し入れに応じなかったため、申入書はやむなく郵送しました。今回は直接手渡しすることを目指して取り組んでいます。みなさんの参加をよろしくをお願いします。

\*詳しいコースは裏面を見てください。

☆6月26日8時45分~

☆日本郵政本社前集合